## 会議の公開に伴う関係条例等について

## ○湖北広域行政事務センター情報公開条例(抜粋)

(公文書の公開義務)

- 第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。
- (1)個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令または条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家 公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行 政法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開 に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以 下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方 公務員ならびに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員および職員をいう。)である場合 において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等 の職および当該職務遂行の内容に係る部分
- (2)法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
  - <u>ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を</u> 害するおそれがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等また は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当 該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3)公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防または捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (4)法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号))第 245 条第1項へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報
- (5)センター、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互 間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換

もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民等の間に混乱を生じさせるお それまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6)センター、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う<u>事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u>
  - ア 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、センター、国、独立行政法人等、他の地方公共団体 または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に 係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## (附属機関等の会議の公開)

第26条 実施機関に置く附属機関は、法令等の規定により公開することができないとされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するよう努めるものとする。

## ○附属機関の会議の公開等に関する要綱(長浜市:抜粋)

(公開又は非公開の決定)

- 第2条 <u>附属機関の会議は、</u>長浜市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとし、会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関等の長がその会議に諮って行うものとする。
- 2 付属機関の長は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

- 第4条 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の閲覧により公開する。
- 2 附属機関の会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、当該附属機関の長が当該会議の傍聴を認めることにより行う。
  - 3 公開する会議においては、次の事項について留意するものとする。
  - (1) 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席を設ける。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める者を決定する。
  - (2) 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会場の秩序の維持に努めることとする。
  - 4 公開した会議の結果については、議事録又は会議概要を作成し、会議資料とともに市政情報コーナーに備え付け閲覧に供するものとする。

(非公開会議の会議概要の公開)

第5条 非公開とした会議については、会議終了後、公開した会議に準じて、可能な範囲で開催状況 を周知し、会議概要等の公表に努めるものとする。